

税の申告

市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の申告は3月16日までに済ませましょう。

所得税の確定申告と納税の期限

3月16日(月)

個人事業者の消費税および
地方消費税の確定申告と納税期限

3月31日(火)

税務課 市民税係

☎0978-62-3131(内線121・128・129)

◆**高額療養費の支給申請をする場合**

高額療養費の支給対象者で、確定申告で医療費控除をする予定の人には、**先に高額療養費の支給申請をしましょう。**医療費控除同様、高額療養費の支給申請にも領収書が必要ですが、受付後に原本は返却されます。また、領収書の写しでも申請ができます。(杵築)

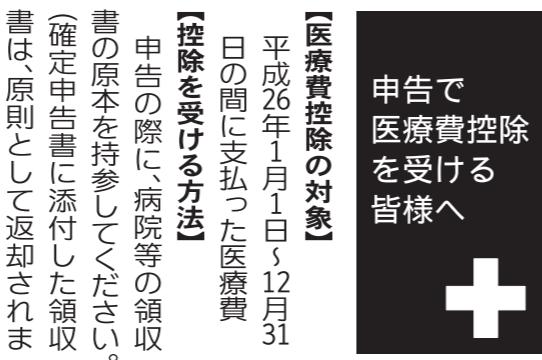
◆**高額療養費の支給申請をする場合**

高額療養費の支給対象者で、確定申告で医療費控除をする予定の人には、**先に高額療養費の支給申請をしましょう。**医療費控除同様、高額療養費の支給申請にも領収書が必要ですが、受付後に原本は返却されます。また、領収書の写しでも申請ができます。(杵築)

出張申告カレンダー

下記の日程で出張受付をいたします。
都合のよい場所・日程に申告してください。

期日	午前(9:00~11:30) 午後(13:30~16:00)
1/26(月) 守江公民館	八坂地区公民館
1/27(火) 北杵築地区公民館	大内地区公民館
1/28(水) 東地区公民館	奈多公民館
1/29(木) 下波多方公民館 白木原老人軽作業所	下沓掛公民館 西保水生活改善センター
1/30(金) 小野地区集会所 永松生活改善センター	笠口老人憩いの家 上沓掛農業支援センター
2/2(月) 下公民館※2	下公民館※2
2/3(火) 山浦地区公民館※2	山浦地区公民館※2
2/4(水) 山浦地区公民館※2	山浦地区公民館※2
2/9(月) 東山香地区公民館※2	東山香地区公民館※2
2/10(火) 東山香地区公民館※2	東山香地区公民館※2
2/12(木) 上地区公民館※2	上地区公民館※2
2/13(金) 上地区公民館※2	上地区公民館※2
2/16(月) 向野地区公民館※2	向野地区公民館※2
2/17(火) 立石地区公民館※2	立石地区公民館※2
2/18(水) 立石地区公民館※2	立石地区公民館※2
2/19(木) 大田庁舎※1	大田庁舎※1
2/20(金) 大田庁舎※1	大田庁舎※1
2/23(月) 山香庁舎※2	山香庁舎※2
2/24(火) 山香庁舎※2	山香庁舎※2
2/25(水) 山香庁舎※2	山香庁舎※2
2/26(木) 山香庁舎※2	山香庁舎※2
2/27(金) 山香庁舎※2	山香庁舎※2
3/2(月) 山香庁舎※2	山香庁舎※2



所得や収入の住民税申告は、税金や保険料などの金額を正しく算出するための基礎資料となる大切なものです。期限までに申告をしないと、保育園の入園や金融機関からの融資、被扶養者認定などの際に必要な証明書を発行できない場合もあります。また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減対象世帯の判定を行う際にも、対象世帯から除外されます。申告会場や日程を確認のうえ、3月16日(月)までに必ず申告してください。

【医療費控除の対象】
平成26年1月1日～12月31日
日の間に支払った医療費

【控除を受ける方法】

申告の際に、病院等の領収書の原本を持参してください。(確定申告書に添付した領収書は、原則として返却されません) 領収書は「医療費を受けた人」として仕分けをして、病院・薬局ごとに集計してください。(円滑な申告受付を行ったためにご協力ください。)

市国保以外では方法が異なる場合があります。領収書がない場合は、医療費の支払いを証明する書類を病院等に作成してもらう必要があります。手続きが煩雑になります。(書類の作成は有料の場合があります) [注] 高額療養費で支給された金額は、医療費控除の「補てんされた金額」となります。

申告受付日程

申告期限が間近になりますと、申告相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合もあります。申告は早めにされることをおすすめします。

2月16日(月)～3月16日(月)
9時～16時 ※土、日を除く

杵築市役所 本庁舎
2階 大会議室 で受け付けます。

※各地域の庁舎や地区公民館等では、左記「出張申告カレンダー」の日程で受付をいたします。

**平成26年分の
所得税・個人事業者の消費税・
地方消費税・贈与税の申告**

別府税務署 で受け付けます。

申告書の記載相談も行います。

問別府税務署(☎0977-23-2111)

※1・確定申告もあわせて受付します。
※2・確定申告もあわせて受付します。地区指定を行いますので、後日配布する回覧文書でご確認ください。

申告してください。
住民税申告が必要な人

◆**申告書にはA様式とB様式の2種類があります**

A様式：営業や農業などの事業所得がある人、給与・年金・一時所得のある人など
が対象です。

B様式：分離課税の譲渡所得や山林所得がある人が対象です。B様式を提出する人は、必ずA様式も提出してください。B様式は税務課で配布しています。

■**生命保険料、地震・(旧長期)損害保険料・社会保険料等の支払証明書**
■**国民年金保険料の証明書**
■**平成26年中に納付した国民年金保険料の納付証明書**
■**印鑑**
は領収書が証明書類になります。再発行などは別府年金事務所(☎0977-22-5111)で提出してください。

◆**事業主の皆様へ**
平成27年1月1日現在杵築市に住所がある人は居住している人へ、平成26年内に給料・賃金・賞与などの支払いをした場合は、給与支払報告書を2部作成し、2月2日(月)までに税務課まで提出してください。

◆**納付証明書が必要な人へ**
この納付証明書は、□座替や納入通知書など普通徴収で納めた金額を記載しています。年金からの天引きなど特別徴収の方法で納めた金額の納付証明は、年金支払者から送付される源泉徴収票をご使用ください。

◆**納付証明書が必要な人へ**
この納付証明書は、□座替や納入通知書など普通徴収で納めた金額を記載しています。年金からの天引きなど特別徴収の方法で納めた金額の納付証明は、年金支払者から送付される源泉徴収票をご使用ください。



にお問い合わせください。

◆**納付証明書が必要な人へ**